



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学力・認知能力と教育達成：きょうだい構成・学校外教育投資・遺伝要因に着目して
Author(s)	中村, 聖
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(人間科学)
Dissertation Number	甲第16670号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16670
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98280
Type	doctoral thesis
File Information	Hijiri_Nakamura_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（人間科学）

氏名： 中村 聖

審査委員	主査	教授	平澤和司
	副査	特任教授	櫻井義秀
	副査	教授	高橋伸幸

学位論文題目名

学力・認知能力と教育達成

—きょうだい構成・学校外教育投資・遺伝要因に着目して—

・当該領域における本論文の研究成果

従来の研究は、出身階層によって子どもの学力や教育達成（学歴）に違いがあることに着目してきた。そこでは同じ親の下で育ったきょうだいの学力や学歴は、似ていることが想定されていた。けれども近年になって整備され始めた 1995 年以降生まれの子どもに関する「きょうだいデータ」によれば、学歴はきょうだい内で同じになる傾向が認められる一方で、学力には差異があることが示されている。なぜか。本論文では、出身階層すなわち家族間の差異のみならず、家族内の差異、とりわけ親が子どもの学力に応じてどのように異なる戦略で対応しているかを検討している。

本論文の研究成果は、3 点に要約できる。第一は、学力に関して家族間の差異のみならず家族内の差異や類似性をはじめて検討した点である。従来から教育達成のきょうだい類似性に関しては一定の蓄積があるものの、家族内の学力差に関してはほとんど研究がなされてこなかった。第 3 章では、学力に対して家族間（両親の学歴・職業のほかきょうだい数）の効果は認められるものの、家族内（子どもの出生順位）の効果はないこと、しかしきょうだい内で学力差は認められることが、はじめて明らかにされた。

第二は、行動遺伝学における双生児法を用いて、きょうだい内の学力の差異が学歴の差異に直結しない理路を見出した点である。第 5 章では、きょうだい内の認知能力（IQ）の差異は遺伝要因に影響されていたものの、遺伝要因による IQ の差異は学歴には影響していなかった。大学入試で学力によらない多様な選抜方法が普及したことを背景に、経済的に余裕がある家族は学力が低い子どもでも何とか大学進学させるという説明も納得できる。親がきょうだいの生得的な能力じたいを補償するのではなく、学歴を用いてきょうだいの能力差を補償しているとの知見は、通常の社会調査データでは検証が難しく、IQ を含むデータに対して双生児法を用いたことによってはじめて得られたものである。我が国での実証的な研究で、社会学を行動遺伝学と接合させる試みは意欲的である。

第三は、親が子どもの能力に応じて異なる戦略を用いていることを示した点である。第 4 章で、親はきょうだい内で学力の高い子どもに対して学校外教育費を多く投資しており、きょうだい内の学力差を強化していることがうかがわれた。そこで第 5 章と整合的に解釈するために、子どもの能力に応じた家族資源の使い分け戦略が提示される。ただしこれには家族

資源の多寡という階層間（家族間）の差異と無縁でないことも指摘されている。これらはきょうだい内の学力差に着目したからこそ提示し得た考察で、家族間の差異に目が向きがちな従来の社会階層研究や、逆に家族内の分析に焦点が絞られやすい家族社会学に重要な示唆を与えることになった。

・学位授与に関する委員会の所見

家族は子どもに対して選択的投資をする主体なのか、それとも相対的に不利な子どもへ補償する平等化装置なのか、という古くて新しい問題に対して、少子化が進行してきょうだい数という家族間の差異の重要性が薄れたかに思われる今日、家族内の差異、とりわけ親の戦略に着目して巧妙な回答を与えた点が高く評価される。第3～5章の元になった論文は、日本教育社会学会と北海道社会学会のいずれも査読付き機関誌に掲載されていることから、学会において一定の評価が与えられているといえる。さらに多変量解析のほか双生児法を自家薬籠中の物とした申請者の努力に対しても、相応の評価がなされるべきであろう。

ただしより明確にすべきところもある。第一に、第1章における既存研究では国家や時期が異なるデータから一貫しない知見が得られており、本論文はそのいずれを検証しようとしているのか、第二に、行動遺伝学における遺伝・共有環境・非共有環境の分散説明率は相対的なものであり、絶対的な大きさを考慮しなくてよいのか、第三に、とくに双生児データは回答者が高い階層に偏っていないか、第四に、学力が低い子どもが進学するのは選抜度の低い大学と予想されるので学歴のほか学校歴を考慮しなくてよいのか、親の戦略そのものをより直接的に観察し学力と学歴を同一のデータで分析できないのか、などの質問が口頭試問において出された。

それに対して申請者から、分析の主旨、双生児を対象とするデータから得られた知見を通常のきょうだいに適用することについての学界での議論、データの制約などが説明された。このほか一部で概念・方法・分析対象者の説明が不足している点や、文章表現で留意すべき点に関して指摘があったが、これらはいずれも本論文の本質的な価値を損なうものではなく、今後の研鑽によって十分に超克されるものと思われる。

以上から、審査委員会は全員一致で、学位申請者に博士（人間科学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。